

平成 28 年 4 月 1 日

## 地域マネジメント学会ホームページのリンク承認に関する規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、地域マネジメント学会（以下「学会」という。）が運用するホームページ（以下「学会 HP」という。）及び他の団体又は個人等が運用するホームページとのリンク承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (学会 HP からのリンク承認基準)

第 2 条 学会 HP から他のサイトへのリンクは、次に掲げる団体又は個人が運営するサイトであることを条件とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人及びこれらに準ずる各種団体・組織
- (3) 学会所属の団体若しくは個人
- (4) その他特に地域マネジメント学会長（以下「会長」という。）が認める団体若しくは個人

### (リンクするサイトの内容による不承認)

第 3 条 会長は、前条に掲げる団体又は個人が運営するサイトのうち、次のいずれかに該当するものについては、学会 HP からのリンクを承認しない。

- (1) 学会のポリシーに寄与すると認められないもの
- (2) 誹謗中傷等公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるもの
- (3) アダルトコンテンツを含むもの
- (4) 政治活動又は宗教活動若しくは選挙運動等を行うもの
- (5) 著作権その他第三者の財産・生命・プライバシー等の権利を侵害しているもの
- (6) 犯罪行為に結びつくと判断されるもの
- (7) サイト管理責任者又はサイトの内容が明確でないもの
- (8) 法律又は法令若しくは学会の会則等に反する又は反するおそれのある内容のもの
- (9) 販売や会員勧誘などを行うもので連絡先など利用者に必要な情報が明記されていないもの
- (10) リンク時に利用料金や登録料等の特別な費用負担が必要となるもの
- (11) 不正アクセスやコンピュータウイルスなどのシステム停止、障害を引き起こす内容を含むもの
- (12) 学会 HP に対して誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 次条に定めるリンク申請承認が通知されていないもの
- (14) その他特に会長が認めないと判断するもの

2 会長は、前条に掲げる他のサイトの運営主体（団体であれば団体及び代表者、個人であればその個人）について、次のいずれかに該当するものについては、学会 HP からのリンク

を承認しない。

- (1) 特定の政党・政治団体、宗教団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- (2) 学会の社会的信用を損ない、又は、学会に経済的損失を生じさせるもの
- (3) 運営主体が学会会員で、当該会員が学会の会費を滞納し、督促期間を過ぎてもなお滞納している場合
- (4) 運営主体が法令等に抵触する重大な義務違反、反社会的行為をした場合  
(リンク申請の手続等)

第4条 学会 HP にリンクを貼ることを希望する者は、学会 HP リンク承認申請書（規定書式）を会長に提出するものとする。

2 会長による承認後に申請事項に変更が生じたときは、リンク対象サイト運営責任者は、学会 HP リンク各種変更承認申請書（任意書式）を提出するものとする。

3 会長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認した場合は、学会 HP リンク承認決定通知書（任意書式）又は学会 HP リンク各種変更承認決定通知書（任意書式）により、不承認とした場合は、学会 HP リンク不承認決定通知書（任意書式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

4 リンク対象サイト運営責任者は、承認後にリンク解除を希望するときは、学会 HP リンク解除通知書（任意書式）により、直ちに届け出るものとする。

5 会長は、前項の届出書（任意書式）を受理したときは、学会 HP リンク解除決定通知書（任意書式）により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 会長は、学会 HP から他のサイトへのリンクを承認するときは、原則としてリンクに要する経費の負担をしないものとする。

2 承認期間は、承認した日からリンク解除の申し出がある日までとする。

(承認の取消し)

第6条 会長は、学会 HP からのリンクの承認後において、次に掲げる事項に該当すると判断した場合には、不承認決定通知書により承認を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する基準に反する事項若しくは第3条に規定する基準に該当する事項が判明したとき

(2) リンク先サイトが長期間表示されないとき

(3) 会長がリンク先サイトに不適当な内容があると認めたとき

(名簿の整備)

第7条 会長は、リンク承認に関し、学会 HP リンク承認名簿に記録し、その実績を把握しておくものとする。

(学会 HP へのリンク承認基準)

第8条 他のサイトから学会 HP へのリンクは、原則自由とする。ただし、第3条第1項第1号から第12号まで及び第14号のいずれかに該当するものについては、この限りでは

ない。

(リンクの設定)

第9条 リンク元サイトの運営者は、学会 HP へのリンクの設定を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 原則としてトップページ <http://www.armj.org/>へのリンクとし、トップページ以外にリンクを行う場合は、事前に学会と協議すること

(2) 学会 HP であることが明確になるようにリンクすること

(3) フレームリンク等は、原則として禁止とすること

(リンク設定をした場合の報告)

第10条 学会 HP へのリンクを行った者は、学会事務局に対し、学会 HP へのリンク設定報告を行うものとする。

(免責事項)

第11条 学会 HP から他のサイトへのリンクにおいては、アクセスするユーザーの利便を意図してリンクを設定しているものであり、学会がリンク先の内容等について推薦していることを意味するものではない。リンク先のサイトの内容は、学会の管理下にはないため、学会はいかなる責任も持たない。

2 他のサイトから学会 HP へのリンクにおいては、リンク元のサイトの内容は、個々の独立した団体又は個人に帰属し、学会の意見、主張、立場または見解を意味するものではなく、学会とは関係ないものとする。

(庶務)

第12条 学会 HP リンク承認に関する事務は、事務局及び総務財務委員会（広報担当）が行う。

(補則)

第13条 学会 HP 上のコンテンツや URL は予告なしに変更または、削除することがある。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。